

賃金引き上げの支援策

佐賀労働局は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

事業主の皆さまの様々なニーズに応じて活用いただける助成金をご案内します

業務改善助成金 令和7年9月から制度を拡充！（詳しくは次のページ）

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

キャリアアップ助成金 （賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

人材確保等支援助成金 （雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度等**（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や**雇用環境の整備**（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

このほか、より高い処遇への労働移動等への支援（4コース）もあります

☒ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



助成金の活用のご相談は

佐賀働き方改革推進支援センター（厚生労働省委託事業）

（受託実施機関：全国社会保険労務士会連合会）をご利用ください  

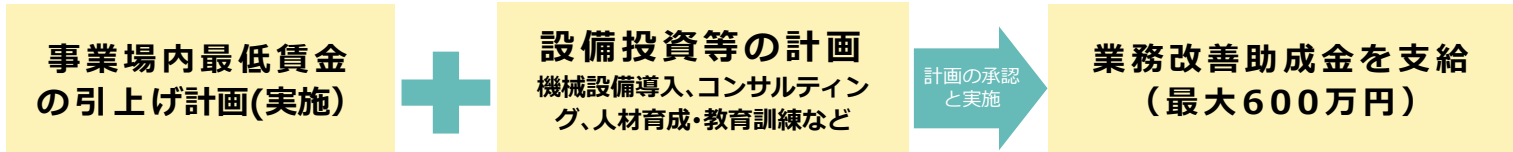
電話番号：**0120-610-464**（受付時間 平日 9:00～17:00）

相談
無料



業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。



- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ **<拡充> 事業場内最低賃金が改定後の佐賀県最低賃金(1,030円)未満であること**
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がないこと**
- ・ **事業場ごとに申請すること**（事業主単位での申請上限額は600万円）
- ・ **<拡充> 令和7年9月5日から11月20日までに賃金引き上げを実施していれば、賃上げ後の申請が可能**

申請期限等		助成率	
申請期限	令和7年11月20日(木)	事業場内最低賃金 1,000円未満	4 / 5
事業完了期限	令和8年1月31日（土）	1,000円以上	3 / 4
助成上限額		特例事業者	
コース区分	助成上限額	以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。 なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。	
30円コース	30～130万円	① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
45円コース	45～180万円	② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者
60円コース	60～300万円		
90円コース	90～600万円		

助成対象経費 （交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません）		
助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、**業務改善助成金コールセンター** までお問い合わせください。
電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は **佐賀労働局 雇用環境・均等室** です

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を **3%以上増額** 改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

助成額(引き上げた労働者1人当たり)

	中小企業の場合	大企業の場合
3%以上4%未満	4万円	2.6万円
4%以上5%未満	5万円	3.3万円
5%以上6%未満	6.5万円	4.3万円
6%以上	7万円	4.6万円

※ 「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算

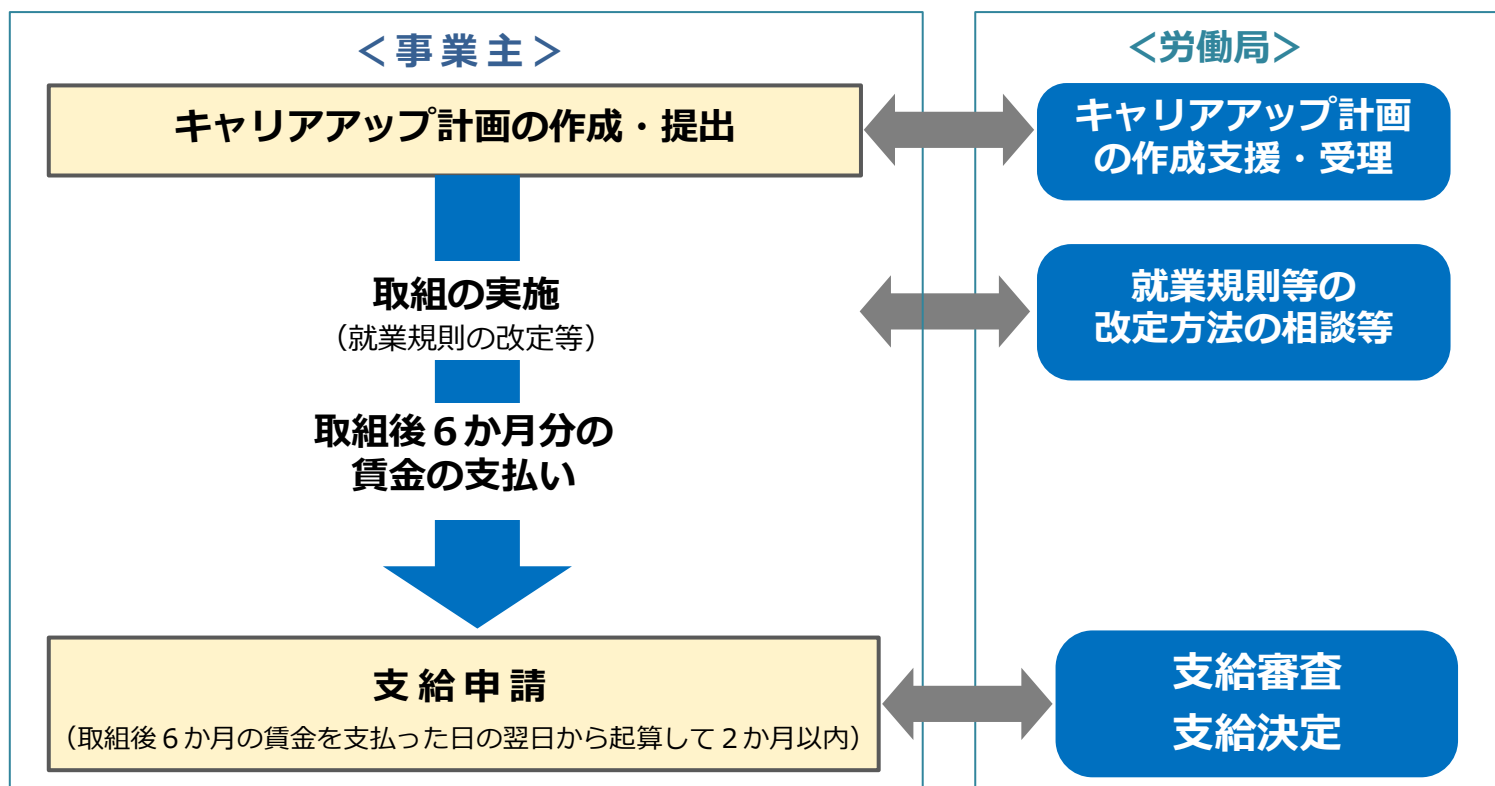
1事業所当たり20万円(大企業の場合15万円)

※ 有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算

1事業所当たり20万円(大企業の場合15万円)

キャリアアップ助成金の申請までの流れ

賃金規定等改定の実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。**



お問い合わせ

詳しくは、**佐賀労働局職業対策課(助成金担当)** までお問い合わせください。

電話番号 : 0952-32-7173

パンフレット、申請様式等は厚生労働省ホームページに掲載しています。

キャリアアップ助成金

検索

計画の提出(支給申請)は**佐賀労働局 職業対策課(助成金担当)**です

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

コース名		主な成果目標と助成上限額	対象となる取組	助成率
業種別 課題 対応 コース	建設事業	○36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減・月60H以下 ➡250万円（4事業共通） ○新規に年休の計画的付与制度の整備 ➡25万円（4事業共通） ○新規に時間単位年休制度の整備及び特別休暇の整備 ➡25万円（4事業共通） ○新規に9 H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 ➡150万円 など 合計550万円	労働時間短縮 や生産性向上に 向けた取組	費用の3/4 を助成
	自動車運転の 業務	○新規に10H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 ➡170万円 など 合計470万円	①就業規則の 作成・変更	事業場規模 30名以下か つ労働能率 の増進に資 する設備・機 器等の経費 が30万円を 超える場合 は4/5を助 成
	医業に従事す る医師	○医師の働き方改革推進に関する取組 ➡170万円 ○新規に9 H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 ➡150万円 など 合計520万円	②労務管理担 当者・労働者へ の研修（業務 研修を含む）	
	その他の事業 （情報通信業、 宿泊業）	○新規に9 H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 ➡150万円 など 合計450万円	③外部専門家によるコンサルティング	
			④労務管理用 機器等の導入・ 更新	
労働時間短縮・年休促進 支援コース		○36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減・月60H以下 ➡150万円 ○新規に年休の計画的付与制度の整備 ➡25万円 ○新規に時間単位年休制度の整備及び特別休暇の整備 ➡25万円 合計200万円	⑤労働能率の 増進に資する設 備・機器の導 入・更新	
勤務間インターバル導入 コース		○新規に9 H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 ➡120万円、9～11H ➡100万円		
ほかに 団体推進コース があります				
※賃上げ加算制度あり（団体推進コースを除く） 賃上げした労働者数に応じて、助成金の上限額を加算（常時使用労働者数が30人以下は加算額が2倍） 3%以上引上げ：6万円～最大60万円 5%以上引上げ：24万円～最大240万円 7%以上引上げ：36万円～最大360万円				
申請期限等		交付申請期限：令和7年11月28日(金) 事業実施期限：令和8年1月30日(金) 支給申請期限：令和8年2月6日(金)		

お問い合わせ

ご不明な点は、佐賀労働局 雇用環境・均等室 までお問い合わせください。
電話番号：0952-32-7218

交付申請書等の提出先は 佐賀労働局 雇用環境・均等室 です